



図書館
ウェブサイト

市内図書館の開館時間 10:00～18:00 ※古市[～17:30]、中央[平日のみ～20:00]
全館休館：毎月最終(水) ※(水)の場合は翌日、12月を除く
ブックステーションはびきのコロセラム ☎072-937-7210 開館(水・木・土) 13:30～16:30

市内図書館	おはなし会	特集テーマ
中 央 ☎072-950-5501 (月)休館	1日(土) 15日(土) 9日(日) 23日(日) 15日(土)	11:00～ 一般・芸術の秋。美術館・博物館へ行こう！ 14:00～ 児童・おふろ・おんせん 15:00～
陵南の森 ☎072-952-2750 (金)休館	2日(日) 9日(日) 22日(土) 15日(土) 16日(日) ・小さい子向け ・少し長いお話を聞ける子向け	11:00～ 一般・食に関するe t c. (エトセトラ) 15:00～ 児童・としゃかんの人が小さいころに よんだえほん 11:00～ 11:30～
東 部 ☎072-950-2002 (金)休館	12日(水)	10:30～ おうちを楽しむ
古 市 ☎072-958-0050 (月・水)休館	7日(金) 大人向け ※欄外参照 22日(土) ★あわてんぼうのクリスマス会★	13:30～ 一般・冬がはじまるよ 13:30～ 児童・とりの本
羽曳が丘 ☎072-958-8653 072-957-5553 (金)休館	8日(土) 22日(土)	11:00～ おうち de カフェ
丹 比 ☎072-937-2355 (金)休館	22日(土)	10:30～ 深まる秋

正置友子さん講演会 <定員に達したため申込終了>

【第2回】生きるための絵本～未来に生きる子どもたちと絵本を読むということ～

とき 11月26日(水) 13:30～16:30 (開場 13:00～)

場所 羽曳野市役所 別館3階 会議室

¥ 無料 ※一時預かり保育なし 問 中央図書館



大人向けおはなし会

ちょっとおはなし聞きに行こ会!!第3弾

『耳なし芳一』(素話) ほか 語り手：おはなしの森

とき 11月7日(金) 13:30～ (1時間程度)

場所 古市図書館 ※申込み不要

★あわてんぼうのクリスマス会★

素話・絵本・てあそび ほか

とき 11月22日(土) 13:30～ 場所 古市図書館 ※申込み不要

秋の読書月間イベント (11月23日(日)まで)

中央	秋のとくべつ図書印大集合!!
陵南の森	本を借りてスタンプを集めよう!
古市	こども ふるいちとしゃかんクイズ
羽曳が丘・丹比・東部	エコぼん リユース本をゆずります!

詳しくは図書館ウェブサイトをごらんください。

わくわくドキドキ★ムービーシアター

『ツリスト』

とき 12月21日(日) 14:00～ (開場 13:30～)

対象 図書館利用カードをお持ちの方 定員 先着 45人

申込 中央図書館窓口・電話・ウェブサイトから
11月5日(水)～12月20日(土)に申込



<館内整理日>

11月26日(水) (図書の返却はブックポストへ)

サラダボール

人権問題は自分以外の「誰か」
のことではありません。誰もが人
権侵害の被害者そして加害者にな
ります。今回は「人権とは何か」
を考えるきっかけとして、人権と
関連がある内容を紹介したいと思
います。

まずは「国際連合」です。国際
連合は「悲惨な戦争を二度と起こ
さないように」という反省の
もと、1945年に設立されました。
国際連合の目的や原則などを定め
た「国連憲章」には、「人権及び基
本的自由を尊重することについて、
国際協力が必要である」ことが謳
われており、「平和な世の中にする

ためには、地球上のだれもの人権
を守らねばならない」と考えられ
ています。

この人権を保障するため1948
年に採択されたのが「世界人権宣
言」です。これは「基本的人権尊
重の原則」を定めたものであり、「す
べての人間が、差別を受けること
なく人間として尊重され、自由で
あり、平等であること」を宣言し
ています。様々な国際会議の決議
にも用いられるといった「国際社
会の基本的ルール」として大きな
柱の役割を担っています。

「日本国憲法」でも人権を保
障しています。日本国憲法には「す
べて国民は法の下に平等であっ
て、人種、信条、性別、社会的身
分又は門地により、政治的、経済

的又は社会的関係において、差別
されない」という第14条「平等
権」が存在します。私たちすべて
は、「人間として等しく同じ人権を
有し」ています。一人一人が「か
けがえのない存在」です。

最後に「人権」とは。人権とは、
「私たちが幸せに生きるための権
利」で、「人種や民族、性別を超え
て、すべての人が生まれながらに
有する権利」です。

人それぞれの「個性」を認め合
い、自らの人間性を深めるととも
に、「民族や国籍等の違いを認める
社会」、「互いの人権を尊重し合う
社会」を共に築きましょう。

はびきの しじんけんけいはつすいしんきょうぎ かい
羽曳野市人権啓発推進協議会